

法 人 名	(福)わかば福祉会
監 査 実 施 年 月 日	令和7年12月9日(火) 9時～14時45分
監 査 員 氏 名	藤井・笠見

No	項目	根拠	指摘事項	指摘区分
1	その他	社会福祉法 第56条 第4項 令和元年10月24日付改善勧告	令和元年10月24日付改善勧告の内容が改善されていない。 改善勧告を履行するため、継続して努力すること。	文書
2	理事会	社会福祉法 第45条の18 第3項 一般社団法人及び一般財団法人に 関する法律 第101条 第1項	監事2名が2回以上連続して理事会を欠席しており、理事会へ出席が1度も確認できない。 監事には理事会への出席義務があるため、日程調整等を行い、監事が出席できるようにすること。 調整を行っても欠席が続く場合は、監事の改選についても検討すること。	文書
3	理事会	社会福祉法審査基準 第3の1(3)	理事会を2回以上連続で欠席している理事がいる。 法人運営に参加できない者を名目的に選任することは適当ではないため、日程、開催時間等の調整を行い、出席できるよう配慮すること。 調整を行っても欠席が続く場合は、理事の改選についても検討すること。	文書
4	理事会	社会福祉法 第45条の9 第3項 社会福祉法 第45条の9 第10項 一般社団法人及び一般財団法人に 関する法律 第181条 第1項 社会福祉法人わかば福祉会 定款12条	評議員会の開催について、理事会で決議が行われていない。 評議員会の招集には、理事会の決議により、日時・場所・議案を定めなければならない。 今後は、必ず理事会で決議を行ったうえで、評議員会の招集通知を発送すること。	文書
5	理事会	社会福祉法 第45条の15 第1項	第1回理事会については、理事全員の同意を確認した書面(以下「同意書」という)をもって決議を省略している。 しかし、当該同意書の原本が破棄あるいは紛失されており、議事録とともに備置きされている同意書のうち大半は原本の写しである。 同意書は、決議を省略した理事会において重要な書類であるため、今後は、正当な理由なく、原本を持ち出したり写しを作成したりすることは避けること。 また、議事録とあわせて厳重に保管すること。	文書
6	会計管理	社会福祉法人会計基準 第30条 社会福祉法人会計基準の運用上の 留意事項9(2)	寄付物品を受け入れているにも関わらず、「経常経費寄付金収入」および「経常経費寄付金収益」として計上されていない。 また、計算書類の附属明細書である「寄付金収益明細書」も作成されていない。 今後は漏れなく計上し、必要な書類を作成すること。 この内容は、令和4年度監査(令和5年1月23日実施、令和5年1月31日結果通知)において口頭指摘済みであるため、同様の誤りが繰り返されないよう改善に努めること。	文書
7	契約	社会福祉法人における入札契約等の 取扱いについて 社会福祉法人会計基準の運用上の 留意事項1(4) 社会福祉法人わかば福祉会 経理規程第71条から第76条	屋内プール新設工事(屋外プール解体を含む)の入札および契約について、経理規程に従った手続きが行われておらず、公平性に欠けている。 契約書作成の省略理由についても、経理規程に定められた合理的な理由に基づくものではない。 さらに、これらの契約に関する事務や承認の記録がなく、契約の透明性に欠けている。 今後は、公平性および透明性の確保に十分留意し、経理規程に従って適切な事務処理を行うこと。	文書